

独立行政法人国立国語研究所再雇用職員就業規則

平成18年 4月 1日
国語研規則第 9 号
改正 平成21年 3月10日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立国語研究所（以下「研究所」という。）の業務に従事する再雇用職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めるもののほか、再雇用職員の就業に関する事項は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の法令の定めるところによる。

(再雇用職員の定義)

第2条 この規則において「再雇用職員」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 独立行政法人国立国語研究所職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第15条に定める定年により研究所を退職した者のうち、正規職員（職員就業規則第5条の規定により採用された者をいう。以下同じ。）と異なる所定労働時間で、かつ、労働契約の期間を定めて採用された職員
- 二 職員就業規則第15条に定める定年により研究所を退職した者のうち、正規職員より少ない所定労働時間で、かつ、労働契約の期間を定めて採用された職員

第2章 任免

第1節 採用

(採用)

第3条 再雇用職員の採用は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項に基づく労使協定により定められた基準に基づく選考により行う。

2 再雇用職員の職名は、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、再雇用職員の採用に関する事項については、独立行政法人国立国語研究所職員任免規程（以下「任免規程」という。）を準用する。

(労働契約の期間及び更新)

第4条 労働契約の期間は、原則として1年以内とする。

2 研究所は、再雇用職員が前条第1項の労使協定により定められた基準に適合する場合に限り、労働契約の期間を更新する。

(年齢制限)

第5条 再雇用職員の労働契約の締結又は更新は、当該再雇用職員の年齢が満65歳に達した日以後に到来する最初の3月31日を超えて行うことはない。

第2節 評価

第6条 再雇用職員の勤務成績については、評価を実施する。

2 評定の取扱いについては、別に定める。

第3節 配置換等

(配置換等)

第7条 研究所は、再雇用職員に対し、業務上必要がある場合には、配置換及び兼務（以下「配置換等」という。）を命ずることができる。

- 2 配置換等を命ぜられた再雇用職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- 3 本条に定めるもののほか、再雇用職員の配置換等に関する事項については、任免規程を準用する。

第4節 退職及び解雇等

(退職)

第8条 再雇用職員は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる日をもって退職する。

- 一 退職を願い出た場合において研究所の承認があった場合 研究所が退職日と認めた日
 - 二 労働契約の期間が満了した場合 労働契約の期間が満了した日
 - 三 死亡した場合 死亡した日
- 2 再雇用職員は、前項第1号に掲げる事由により退職しようとする場合には、退職しようとする日の1箇月前までに文書により退職願を提出しなければならない。

(労働契約終了の予告)

第9条 研究所は、労働契約締結時に、労働契約の期間の満了後において当該労働契約を更新することがある旨明示していた労働契約を更新しない場合には、当該職員に対して、当該期間満了日の30日前までにその予告をするものとする。

(解雇)

第10条 研究所は、再雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇する。

- 一 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 2 研究所は、再雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することができる。
- 一 勤務実績が著しくよくない場合
 - 二 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 三 前各号に規定するもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合
 - 四 経営上又は業務上やむを得ない事由による場合
 - 五 その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合
- 3 研究所は、前2項による解雇を行う場合においては、少なくとも30日前にその予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給するものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

(解雇制限)

第11条 研究所は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらず、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。）に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第81条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第19条第2項の規定によって所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りではない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 労基法第65条に規定する産前産後の期間及びその後30日間

第3章 勤務時間、休憩及び休日及び休暇等

(所定勤務時間)

第12条 再雇用職員の所定勤務時間は次の各号に定めるものとする。

- 一 第2条第1号に定める職員 1日7時間45分、1週38時間45分
- 二 第2条第2号に定める職員 1日7時間45分以内かつ1週30時間以内

(始業・終業の時刻及び休憩時間等)

第13条 第2条第1号に定める職員の始業・終業時刻、休憩時間及び休日は、独立行政法人国立国語研究所職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）を準用する。

- 2 第2条第2号に定める職員は労働契約で各人ごとに定める。

(休暇)

第14条 第2条第1号に定める職員の休暇は、定年退職時に保有する年次有給休暇の繰り越しを認め、その他は勤務時間規程を準用する。

- 2 第2条第2号に定める職員の休暇は、労働契約で各人ごとに定める。

第4章 給与

(給与)

第15条 再雇用職員の給与は、個別に定める。

(給与の支払)

第16条 給与は、通貨で直接再雇用職員本人にその全額を支払う。ただし、法令又は労基法第24条に基づく労使協定に定めるものについては、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、再雇用職員から書面による申出があった場合には、給与は、その指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

(給与の計算期間及び支給日)

第17条 第2条に定める職員の給与の計算期間は、当月1日から当月末日までの分を、当月17日に支給する。

- 2 前項の支給日は、17日が日曜日に当たるときは15日に、17日が土曜日に当たるときは16日に、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日に支給する。

(欠勤等の扱い)

第18条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、原則として給与支払額から当該時間数に相当する基本給額を減額するものとする。

第5章 退職手当

(退職手当)

第19条 退職手当は支給しない。

第6章 表彰

(表彰)

第20条 再雇用職員の表彰については、別に定める。

第7章 その他

(規則等の準用)

第21条 この規則に定めがあるもののほか、職員就業規則第3条、第4条、第6条、第13条、第19条、第20条、第22条から第31条、第34条、第35条及び第37条から第46条までの規定、並びに勤務時間規程第4条から第8条及び第11条から第13条までの規定は、再雇用職員に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める年齢制限はその再雇用職員の生年月日別に定める次表の上限年齢とする。

生 年 月 日	上限年齢
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	満62歳
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳
昭和24年4月2日～	満65歳

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日までに、平成18年4月1日以降に取得予定の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇について既に承認を受けている期間は、施行日以降においても、この規程の定めるところにより年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇として、研究所において承認されたものとみなす。
- 3 この規程の施行日の前日における年次休暇の残日数については、施行日において年次有給休暇の残日数としてこれを承継する。

附 則 (平成19. 3. 28 国語研規程第156号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 3. 10 国語研規則第19号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。